

# 斜里町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 斜里町

事 業 名 : 特定環境保全下水道整備事業

策 定 日 : 平成 年 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (供用開始後15年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 法適用に関しては現在予定なし
処理区域内人口密度	17.2 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(ウトロ処理区)		
処 理 場 数	1箇所(ウトロ下水処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	新たな下水道計画の拡張は行わず、下水道処理区域外については合併処理浄化槽の整備を推進していく方針です。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料: 1,510円 超過使用料: 1m <sup>3</sup> 増すごとに160円						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料: 1,510円 超過使用料: 1m <sup>3</sup> 増すごとに160円						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方							
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,130	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,860	円
	平成26年度	3,130	円		平成26年度	3,998	円
	平成27年度	3,130	円		平成27年度	3,976	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	水道課職員は現在7名(管理職:1名、総務係:3名、事業係:3名)
-------	----------------------------------

#### (2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	重金属分析業務委託、汚泥成分分析業務委託、汚泥処理業務委託、下水処理場維持管理業務委託、ダイキン類測定業務委託、処理場内除排雪業務委託を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度については、検討したが、未導入である
	ウ PPP・PFI	PPP・PFIについて、未検討である
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「下水道経営比較分析表」を添付しています。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年年数やほかの類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能です。</p>
--

# 経営比較分析表

北海道 斜里町

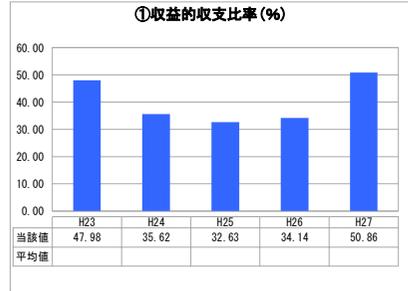
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	9.21	119.67	3,130

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
12,019	737.12	16.31
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,007	0.60	1,678.33

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



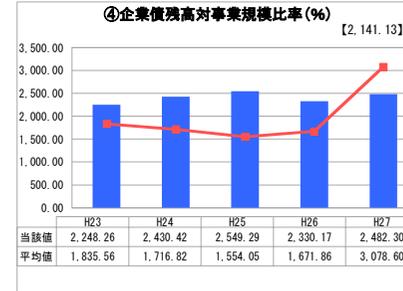
「単年度の収支」



「累積欠損」



「支払能力」



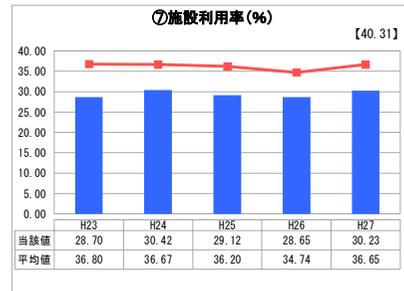
「債務残高」



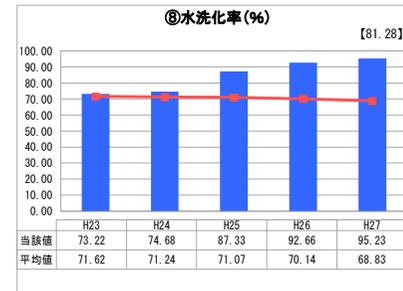
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

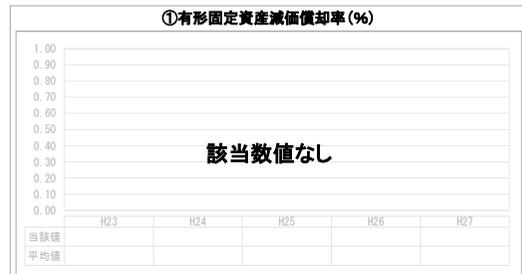


「施設効率性」



「使用料対象の捕捉」

## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

収入については、表①のとおり、料金収入が支出の半分程度で、一般会計の繰入に補填せざるを得ない状況です。また、汚水処理原価が高い状況にあり、有収率の向上が必須となっています。支出については、経営の健全化が図れない最も大きな要因が公債費(借金)であり、今後もこのような状況が継続する傾向にあります。

### 2. 老朽化の状況について

斜里・ウトロ地区は、H8事業着手以来これまで、汚水処理対策をすすめてきました。施設は、本町地区に比べ老朽化施設は少ないが、今後、処理場・ポンプ場の機械・電気設備は耐用年数を超過して行くことから、本町地区に続き計画的な更新を行って行く必要があります。

### 全体総括

利用者に安心・安全なサービスを継続するためには、一般会計からの繰入に依存せず、可能な限り使用料収入により経営を行う必要があります。このような状況を踏まえて使用料の適正化と同時に、有収率向上に向けた対策を早期に図る必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

### ○適切で計画的な事業執行

昭和62年度の供用開始から約30年が経過し、下水道の全体人口普及率は78.2%と全国平均77.8%を上回っている状況になっています。経営状況に関しては、今後の高齢化や人口減少の進行がますます考えられることから、使用料収入の減少が見込まれるため、計画的な経営改善に努めていかなければなりません。

### ○効率的な事業執行

今後もこれまでと同様に民間委託の利用による、業務の効率化とコスト削減に取り組み、事業を行っていきます。

### ○収入の確保

経営基盤の強化のため、使用料等の収納率を向上させ、収入確保に努めていきます。また、国庫補助金や企業債についての確な資金調達を行っていきます。

### ○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、下水道未接続者に対して、戸別訪問等を行い、加入促進を行っていきます。

### ○災害・危機管理対策

当町は、災害に対する下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を作成していることから、発災時には、応急対策等を実施していきます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(法非適用企業)

## 収支計画(特環)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	36年度
		(決算)	(決算)	(見込)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	54,650	78,232	57,984	54,337	53,848	53,364	52,885	52,411	51,941	51,476	51,016	50,560	
	(1) 営 業 収 益 (B)	44,624	46,932	45,443	43,137	42,706	42,279	41,857	41,439	41,025	40,615	40,209	39,807	
	ア 料 金 収 入	44,589	46,879	45,401	43,095	42,664	42,237	41,815	41,397	40,983	40,573	40,167	39,765	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	35	53	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
	(2) 営 業 外 収 益	10,026	31,300	12,541	11,200	11,142	11,085	11,028	10,972	10,916	10,861	10,807	10,753	
	ア 他 会 計 繰 入 金	4,826	25,600	7,041	5,780	5,722	5,665	5,608	5,552	5,496	5,441	5,387	5,333	
	イ そ の 他	5,200	5,700	5,500	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420	
	2 総 費 用 (D)	67,854	64,880	71,604	67,007	66,122	65,214	64,292	63,362	62,407	61,428	60,424	59,394	
	(1) 営 業 費 用	51,227	49,320	56,964	52,163	52,163	52,163	52,163	52,163	52,163	52,163	52,163	52,163	
	ア 職 員 給 与 費	5,558	9,211	13,051	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	45,669	40,109	43,913	43,523	43,523	43,523	43,523	43,523	43,523	43,523	43,523	43,523	
	(2) 営 業 外 費 用	16,627	15,560	14,640	14,844	13,959	13,051	12,129	11,199	10,244	9,265	8,261	7,231	
ア 支 払 利 息	16,627	15,560	14,640	14,844	13,959	13,051	12,129	11,199	10,244	9,265	8,261	7,232		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	32	23	177	123	123	123	123	123	123	123	123	123		
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 13,204	13,352	△ 13,620	△ 12,670	△ 12,274	△ 11,850	△ 11,407	△ 10,951	△ 10,466	△ 9,952	△ 9,408	△ 8,834		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	107,726	82,918	80,614	91,575	93,270	96,603	97,694	98,727	100,360	102,225	104,189	105,889	
	(1) 地 方 債	46,500	43,000	27,400	29,600	30,100	32,800	32,900	33,000	33,600	34,900	36,000	37,100	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	19,959	19,962	24,600	22,700	23,600	26,500	26,900	27,300	28,400	29,500	30,600	31,800	
	(2) 他 会 計 補 助 金	60,474	38,658	52,474	61,775	62,970	63,603	64,594	65,527	66,560	67,125	67,989	68,589	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金	752	565	740	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
	(7) そ の 他		695											
	2 資 本 的 支 出 (G)	99,184	90,484	81,132	78,905	80,996	84,753	86,287	87,776	89,894	92,273	94,781	97,055	
	(1) 建 設 改 良 費	22,189	12,762	4,058	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	76,995	77,722	77,074	75,905	77,996	81,753	83,287	84,776	86,894	89,273	91,781	94,055	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	8,542	△ 7,566	△ 518	12,670	12,274	11,850	11,407	10,951	10,466	9,952	9,408	8,834		

(法非適用企業)

## 収支計画(特環)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	36年度		
														(E)+(I)	(J)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 4,662	5,786	△ 14,138										
積 立 金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	74	11,012	5											
前年度繰上充用金	(M)														
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	△ 4,588	16,798	△ 14,133										
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実 質 収 支	黒 字 (P)														
(N)-(O)	赤 字 (Q)														
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		37.7	54.9	39.0	38.0	37.4	36.3	35.8	35.4	34.8	34.2	33.5	32.9	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	44,624	46,932	45,443	43,137	42,706	42,279	41,857	41,439	41,025	40,615	40,209	39,807	
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														
他会計借入金残高	(W)														
地 方 債 残 高	(X)		1,225,010	1,213,352	1,171,311	1,126,484	1,080,179	1,032,282	983,329	932,942	881,165	827,870	773,496	717,714	

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
														4,826
収 益 的 収 支 分			4,826	25,600	7,041	5,780	5,722	5,665	5,608	5,552	5,496	5,441	5,387	5,333
うち基準内繰入金			4,826	25,600	7,041	5,780	5,722	5,665	5,608	5,552	5,496	5,441	5,387	5,333
うち基準外繰入金														
資 本 的 収 支 分			60,474	38,658	52,474	61,775	62,970	63,603	64,594	65,527	66,560	67,125	67,989	68,589
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金			60,474	38,658	52,474	61,775	62,970	63,603	64,594	65,527	66,560	67,125	67,989	68,589
合 計			65,300	64,258	59,515	67,555	68,692	69,268	70,202	71,079	72,056	72,566	73,376	73,922

(※)平成27年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

## (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

当町は、下水道区域の整備はほぼ概成していることから、今後は下水道区域内の整備済みの施設・設備の修繕が主となることから、今後長寿命化事業等の検討を行い施設の維持管理等を進めて行く予定です。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

当事業における主な収益的収支は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。  
そのうち使用料については、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しているため、整備区域内の水洗化率の向上に努めることにより、減少率を抑えていきたいと考えています。  
そのため、今後は区域内の水洗化促進を優先課題と捉えつつ、今後公営企業会計への移行も念頭に置きながら下水道使用料の体系の見直しを検討する必要があると考えています。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在、人口減少により処理水量の増加が見込まれない状況であるため、下記の費用については、総額で平成28年度ベースから増減なしで一括算定しています。

- ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
- ・職員給与費に関する事項
- ・動力費に関する事項
- ・薬品費に関する事項
- ・修繕費に関する事項
- ・委託費に関する事項

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、広域化・共同化に関する検討事項はないものの、下水道区域外においては、費用対効果から新たな区域拡張は行わず、浄化槽の設置促進により水洗化を進めていく方針であります。
投資の平準化に関する事項	年間予算額に配慮し現実的な計画とし、人口減少に伴う汚水量の減少等から適正に施設規模を判断し過大は施設更新を抑えます。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	利用者に安心・安全なサービスを継続するためには、一般会計からの繰入に依存せず、可能な限り使用料収入により経営を行う必要があり、このような状況を踏まえて使用料の適正化と同時に、有収率向上に向けた対策を早期に図る必要があります。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討しております。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの民間的経営手法の導入については、事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えています。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度に準拠します。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト削減に努めます。
薬品費に関する事項	包括的民間委託等によりコスト削減が可能か検討します。
修繕費に関する事項	事業開始から約15年経過しているが、今後は更に修繕費等が増加することが考えられることから、計画的に修繕を行っていく必要があります。また、維持管理面において、老朽化していく施設の長寿命化を検討・実施して行く必要があります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務内容及び委託期間について検討し、経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組みます。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。
---------------------	---